

# さつま町公共施設等総合管理計画

平成29年3月  
(令和4年3月改訂)



鹿児島県 さつま町

# 目次

<b>第1章 基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1.1 計画策定年度及び改訂年度.....	2
1.2 計画期間.....	2
1.3 施設保有量.....	3
1.4 施設保有量の推移.....	4
1.5 有形固定資産減価償却率の推移.....	5
1.6 現状や課題に関する基本認識.....	6
1.6.1 老朽化の現状.....	6
1.6.2 人口減少についての見通し.....	7
1.6.3 将来負担コストの課題.....	9
1.6.4 財政状況.....	10
1.7 過去に行った対策の実績.....	14
<b>第2章 維持管理・更新等に係る経費</b> .....	<b>15</b>
2.1 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み.....	15
<b>第3章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方</b> .....	<b>16</b>
3.1 公共施設等の管理に係る方針.....	16
3.1.1 点検・診断等の実施.....	16
3.1.2 維持管理・更新等の実施.....	16
3.1.3 安全確保の実施.....	17
3.1.4 耐震化の実施.....	17
3.1.5 長寿命化の実施.....	17
3.1.6 ユニバーサルデザイン化の推進.....	17
3.1.7 集約や廃止等の推進.....	17
3.1.8 保有する財産の活用や処分の推進.....	18
3.2 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針.....	18

**第4章 成果指標**..... 19

**第5章 施設ごとの管理に関する基本的な方針**..... 19

    5.1 建物系施設の基本方針..... 19

    5.2 インフラ系資産の基本方針..... 20

**第6章 地方公会計（固定資産台帳）の活用**..... 21



# 第1章 基本的事項

本町は、平成17年3月22日の合併により発足し、旧3町それぞれが設置・管理していた多くの公共施設及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）を、一つの地方公共団体として管理・運営していくこととなりました。

これらの施設は、合併前の旧3町における住民ニーズに基づき設置されたものですが、現在では、公共施設等の大半が完成後30年以上経過し、老朽化が進んでいます。

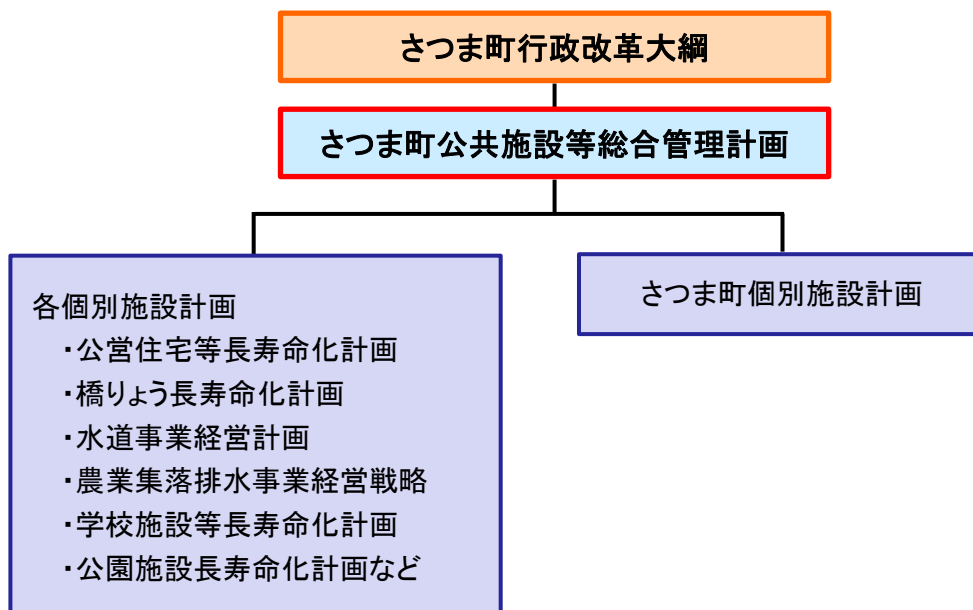
昨今の厳しい財政状況を踏まえると全ての施設を維持・更新することは困難な状況です。本来の設置目的が薄れた施設は増加しつつ、本町の規模や状況にふさわしい施設のあり方や効率的管理のあり方を再検討する時期を迎えています。

限られた財源の中、町民の貴重な財産を有効に活用し、簡素で効率的な施設運営に一層努めていくことは、持続可能な行財政運営のための大きな役割です。

これは本町に限らず、全国の自治体においても同様の問題を抱え、国においてもインフラ長寿命化計画を策定するとともに、地方に対しても公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を示すなど、公共施設等に求められる安全・機能を今後も確保していくための支援を実施していくこととしています。

このようなことから、本町では「第3次さつま町行政改革大綱」（計画期間：平成27年度～平成31年度）に基づき、公共施設等の管理運営を見直すことにより、その機能を維持しつつ、可能な限り次世代に負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現するため、平成29年3月「公共施設等総合管理計画」を策定しました。

本計画は、新たな行政改革大綱である「第4次さつま町行政改革大綱」（計画期間：令和2年度～令和6年度）及び関連する諸計画と整合を図りつつ、令和3年1月26日付、総務省通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」に基づき、今般改訂を行うものです。



## 1.1 計画策定年度及び改訂年度

本計画の策定年度及び改訂年は次のとおりです。

策定年度 平成 28 年（平成 29 年 3 月）

改訂年度 令和 3 年（令和 4 年 3 月）

## 1.2 計画期間 令和 3 年度から令和 32 年度（30 年間）

本計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 32 年度までの 30 年間とします。

これは、平成 30 年 2 月 27 日付、総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」に示される将来見通しについては「今後 30 年程度の見通しが望ましい」との指針にあわせるものです。

このような長期間の計画となるのは、公共施設等の耐用年数<sup>1</sup>が数十年単位で、人口減少社会の行政サービス需要の見極めには長期的な視点が必要になるためです。

ただし、計画期間中であっても社会経済情勢等の変化にあわせて、必要に応じ適宜見直すものとします。

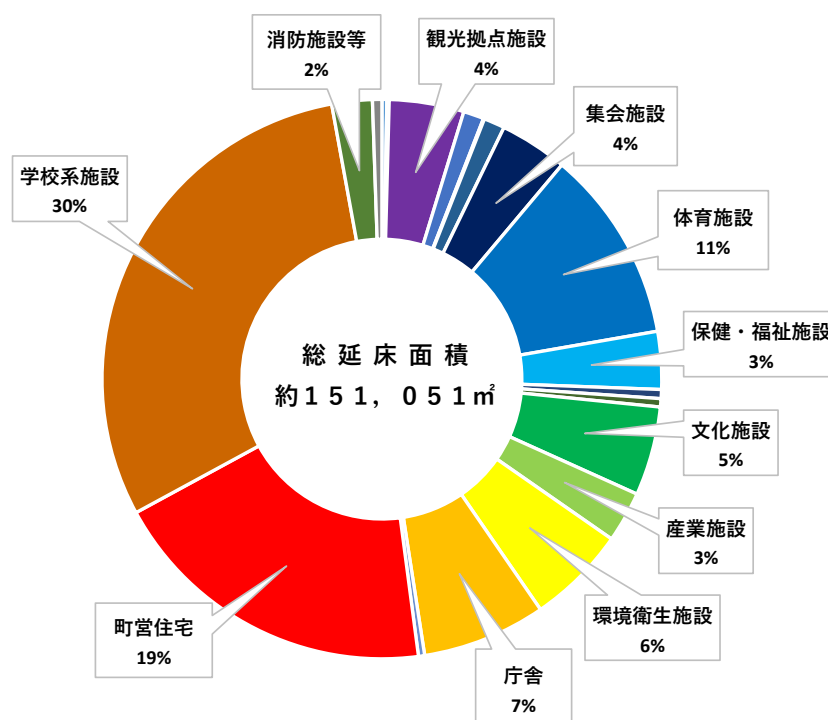
計画名	H29	H30	R元	R2	R3	～	R8	～	R18	～	R32
公共施設等 総合管理計画											
個別施設計画											
							前期計 画最終 年度			後期計 画最終 年度	

<sup>1</sup> 耐用年数：建物などの固定資産の税務上の減価償却を行うに当たって、減価償却費の計算の基礎となる年数。財務省令で定められている。

## 1.3 施設保有量

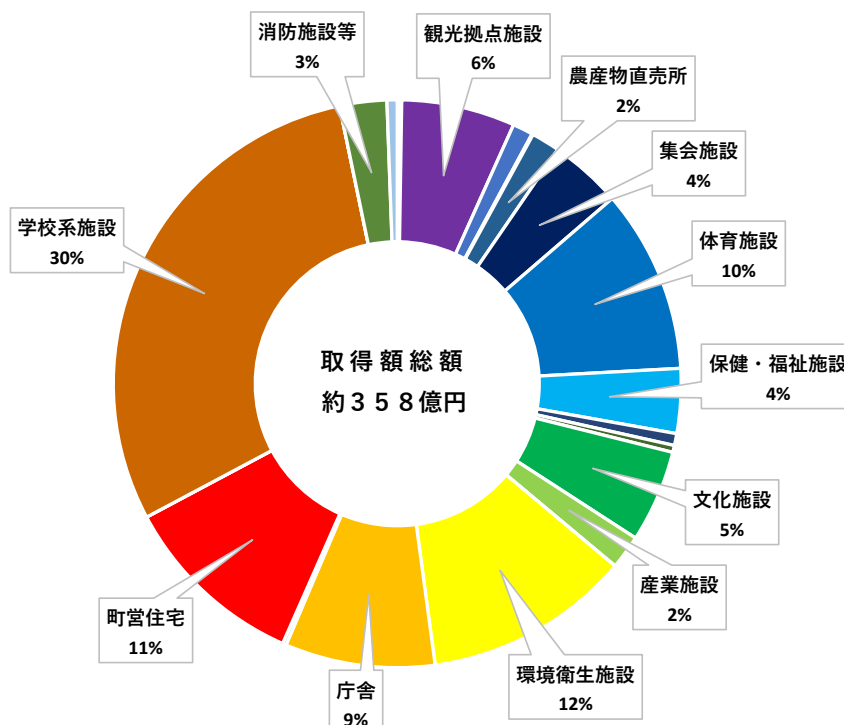
公共施設の保有量は、令和元年度で、行政財産の延床面積は 151,051 m<sup>2</sup> で住民一人当たり換算すると約 7.2 m<sup>2</sup> となります。学校系施設の延床面積が最も多く 30%、町営住宅が 19% を占め、あわせて約 5 割を占めます。(R2. 1. 1 住民基本台帳人口 21,002 人)

### 行政財産保有量（延床面積別）



また、施設保有量を取得価額別に見ると、総取得価額は約 358 億円であり、住民一人当たり換算すると約 170 万円になります。行政財産では、取得価額別にみても学校系施設が 30% を占め、次に環境衛生施設が 12% を占めていることが分かります。

### 行政財産保有量（取得価額別）



## 1.4 施設保有量の推移

本町における施設保有量の推移です。本町では平成 27 年度より統一的な基準による財務書類を作成しています。

また、本町が所有する全ての行政財産は、固定資産台帳で整備<sup>2</sup>をし、平成 29 年度以降、施設類型別保有量の推移を算出しています。

### (1) 行政財産における施設面積の推移

単位：㎡

H29年度	H30年度	R元年度
156,187.95	157,186.17	151,051.26

### (2) 行政財産における施設取得価額の推移

単位：百万円

H29年度	H30年度	R元年度
35,203	36,298	35,797

### (3) 令和元年度の行政財産における施設面積及び取得価額

施設類型	R元年度 面積 (㎡)	R元年度 取得価額(百万円)
運動公園	431.00	11
キャンプ場	133.72	49
観光公園	68.16	30
観光拠点施設	6,515.28	2,315
イベント公園・目的公園	1,785.21	414
児童遊園地	90.82	24
農産物直売所	1,835.43	580
集会施設	5,939.63	1,474
体育施設	16,822.79	3,742
保健・福祉施設	5,035.13	1,318
鉄道記念館	788.57	241
学童館	724.81	142
文化施設	7,778.91	1,883
産業施設	4,437.87	695
環境衛生施設	8,648.67	4,217
庁舎	10,795.49	3,057
書庫	539.37	74
町営住宅	28,954.86	3,796
学校系施設	45,380.89	10,568
消防施設等	3,528.42	958
その他	816.23	209
<b>合計</b>	<b>151,051.26</b>	<b>35,797</b>

<sup>2</sup> 本町は平成 27 年度より、平成 27 年 1 月 23 日総財務第 14 号通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づく統一的な基準による財務書類を作成、固定資産台帳を整備している。

## 1.5 有形固定資産減価償却率の推移

平成 27 年度より整備している統一的な基準による固定資産台帳では、行政財産ごとの取得価額、減価償却累計額を把握していることから、償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、「有形固定資産減価償却率」<sup>3</sup>を算出することが可能です。施設類型別の指標の推移は下図のようになります。

指標は、耐用年数に対して行政財産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。この値は、高くなるほど償却資産の老朽化が進行し、その維持・更新等に費用を要することとなるため、低い方が望ましい率となります。

なお、この率は、資産の取得から時間の経過とともに増加する率ですが、取得からの経過による増加率を建物の新規取得、耐震補強・長寿命化工事の実施等による取得価額の増加が上回る場合や建物の除却等が進められた場合には減少します。

### 行政財産における有形固定資産減価償却率の推移

施設類型	H29年度	H30年度	R元年度
運動公園	86.4%	89.1%	91.8%
キャンプ場	100.0%	100.0%	100.0%
観光公園	89.4%	78.0%	78.9%
観光拠点施設	61.0%	66.1%	60.2%
イベント公園・目的公園	92.3%	94.1%	94.9%
児童遊園地	66.1%	69.4%	72.8%
農産物直売所	58.4%	60.8%	63.1%
集会施設	74.4%	74.8%	74.6%
体育施設	64.6%	66.9%	68.2%
保健・福祉施設	54.1%	56.1%	58.1%
鉄道記念館	54.7%	57.4%	60.0%
学童館	82.8%	84.6%	86.4%
文化施設	64.4%	66.3%	68.0%
産業施設	86.2%	87.9%	88.0%
環境衛生施設	61.8%	64.0%	66.2%
庁舎	33.2%	35.5%	37.8%
書庫	96.1%	97.8%	99.5%
学校系施設	71.3%	70.4%	70.6%
町営住宅	79.9%	76.7%	77.2%
消防施設等	59.0%	57.0%	59.9%
その他	63.7%	66.0%	68.2%

<sup>3</sup> 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）：有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。【算出式】減価償却累計額（物品除く）÷償却資産取得額（物品除く）



## 1.6 現状や課題に関する基本認識

### 1.6.1 老朽化の現状

老朽化の状況は、平成28年3月策定の「さつま町公共施設等総合管理計画」からは一層進行し、有形固定資産減価償却率は、平成27年度47.0%から令和元年度53.5%に上がっています。

取得価額と減価償却累計額（令和元年度：一般会計等）

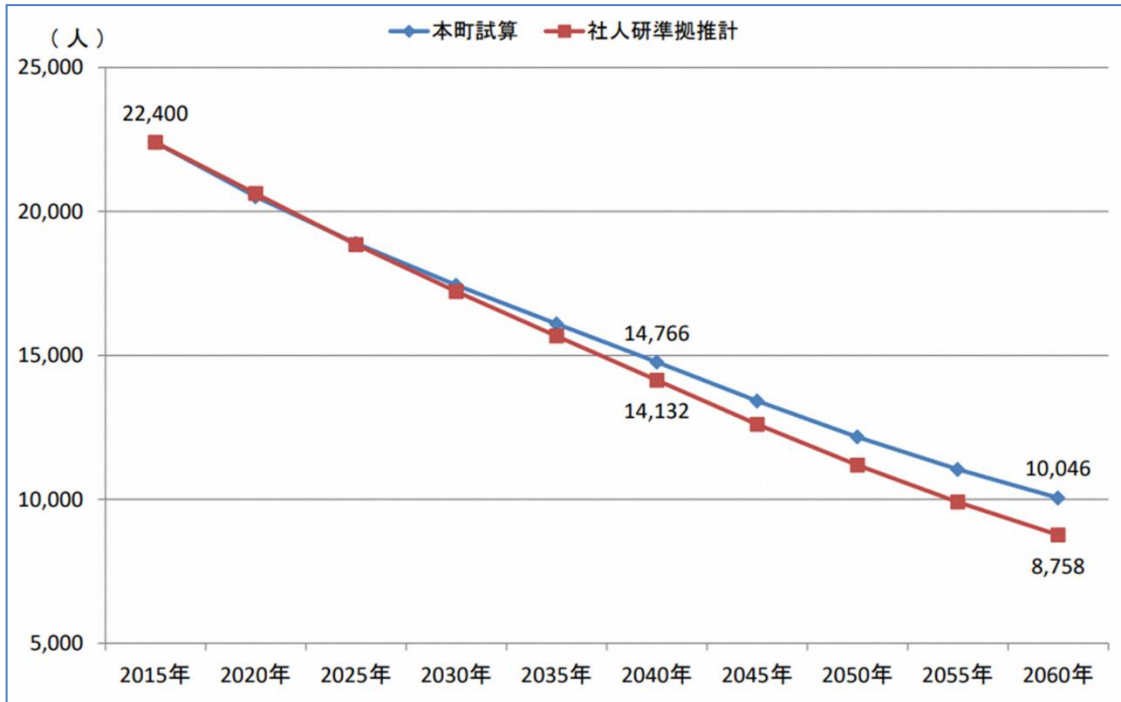
（単位：百万円）

さつま町(R元年度)			
補助科目	取得価額	減価償却累計額	比率(%)
<b>建物</b>	<b>37,967</b>	<b>26,645</b>	<b>70.2</b>
工作物	141	17	12.1
<b>公共建物</b>	<b>3,339</b>	<b>2,325</b>	<b>69.6</b>
公園(公共建物)	3,337	2,325	69.7
農道(公共建物)	2	-	0.0
<b>公共工作物</b>	<b>122,864</b>	<b>58,471</b>	<b>47.6</b>
橋梁(公共工作物)	8,985	3,143	35.0
道路(公共工作物)	103,753	51,794	49.9
河川(公共工作物)	34	2	5.9
公園(公共工作物)	322	83	25.8
防火水槽(公共工作物)	37	3	8.1
農道(公共工作物)	5,613	2,021	36.0
林道(公共工作物)	3,163	1,331	42.1
その他(公共工作物)	957	94	9.8
<b>物品</b>	<b>1,325</b>	<b>1,070</b>	<b>80.8</b>
<b>ソフトウェア</b>	<b>108</b>	<b>78</b>	<b>72.2</b>
<b>合計</b>	<b>165,744</b>	<b>88,606</b>	<b>53.5</b>

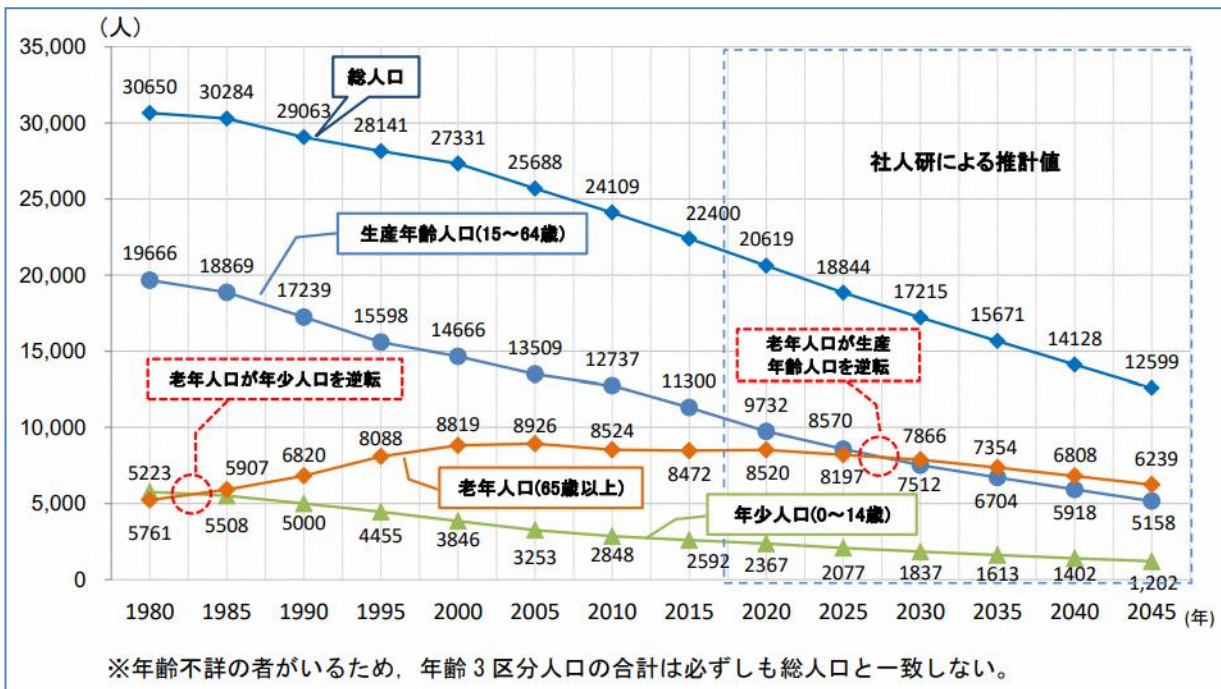
※上表は減価償却累計額を取得価額で除したものであり、耐用年数がどの程度経過したものかを推計できるものです。すなわち老朽化度をあらわします。

## 1.6.2 人口減少についての見通し

本町試算と国立社会保障・人口問題研究所による人口推計



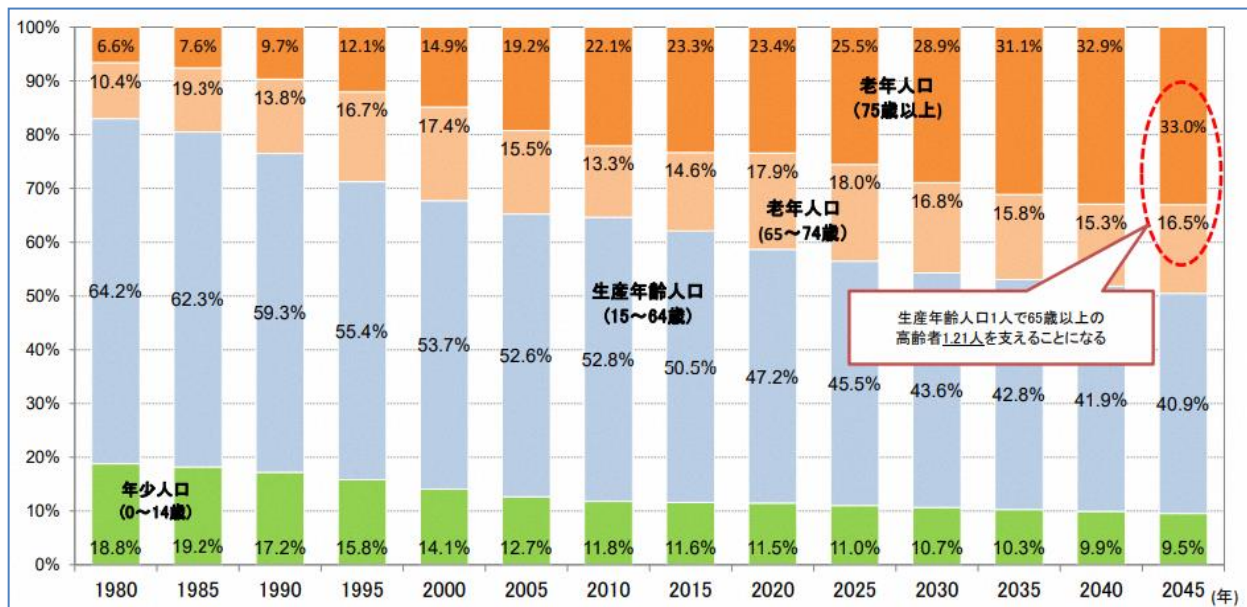
本町の年齢3区分別人口の推移



本町の年齢3区分別の人口をみると、「生産年齢人口（15～64歳）」は1980（昭和55）年の約2万人から減少を続け、1980（昭和55）年から1985（昭和60）年にかけて、「老年人口（65歳以上）」が「年少人口（0～14歳）」を逆転しています。

社人研によると、本町の「老年人口（65歳以上）」は、2005（平成17）年にピークを迎え、それ以降は減少傾向で推移し、2045（令和27）年には6,239人になると推計されています。

### 本町の年齢3区分別人口割合の推移



2045（令和 27）年の「老年人口（65 歳以上）」は町全体の約 49.5%を占め、「生産年齢人口（15～64 歳）」1 人で約 1.21 人の「老年人口（65 歳以上）」を支えることになります。

また、国勢調査による本町の総人口は、2015（平成 27）年で 22,400 人、2020（令和 2）年で、20,243 人と 5 年間で 2,157 人、年平均では約 430 人減少し、本町の人口は国の推計値を上回る勢いで減少が続いています。

出典先：第 2 期さつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略

### 1.6.3 将来負担コストの課題

当初の計画で、公共施設等総合管理計画策定時に総務省提供ソフトを活用し、今後40年間でこのまま公共施設等を全て保有し続けた場合の必要コストを試算しました。

40年間で1,121.2億円、年平均28.0億円となり、これまでにかけた投資的経費の年平均と比較して約1.8倍と試算しています。

このため、本町の人口減少などに伴う社会情勢の変化や厳しい財政見通しなどを踏まえ、公共施設の効率的かつ効果的な管理運営を推進するための指標として、「さつま町公共施設等総合管理計画」では、保有する公共施設の全体面積を平成27年度末より20%縮減することを目標に設定しました。

	既往実績 (過去5年)	今後の推移		倍率 B/A
	年平均A	40年間の累計	年平均B	
公共施設	8.0億円	431.1億円	10.8億円	1.4
町道	6.5億円	477.9億円	11.9億円	1.8
橋りょう	0.1億円	46.7億円	1.2億円	12.0
上水道	1.1億円	154.2億円	3.8億円	3.5
下水道	0.0億円	11.3億円	0.3億円	—
合計	15.7億円	1,121.2億円	28.0億円	1.8

#### 1. 推計の手法

- ① 現在の公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計
- ② 公共施設等の面積・延長の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計
- ③ 更新単価は、これまでの工事の実績等を基に設定
- ④ これまでの投資決算額を既存更新分、新規整備分及び用地取得分に分類して更新費用の推計結果と比較

#### 2. 更新の考え方

公共施設～60年で建替え（30年で大規模改修）

町道～20年で舗装部分の更新（打換え）

橋りょう～60年で架替え

上水道管～50年で更新、プラントは60年で更新（改修は、30年で30%）

下水道管～50年で更新

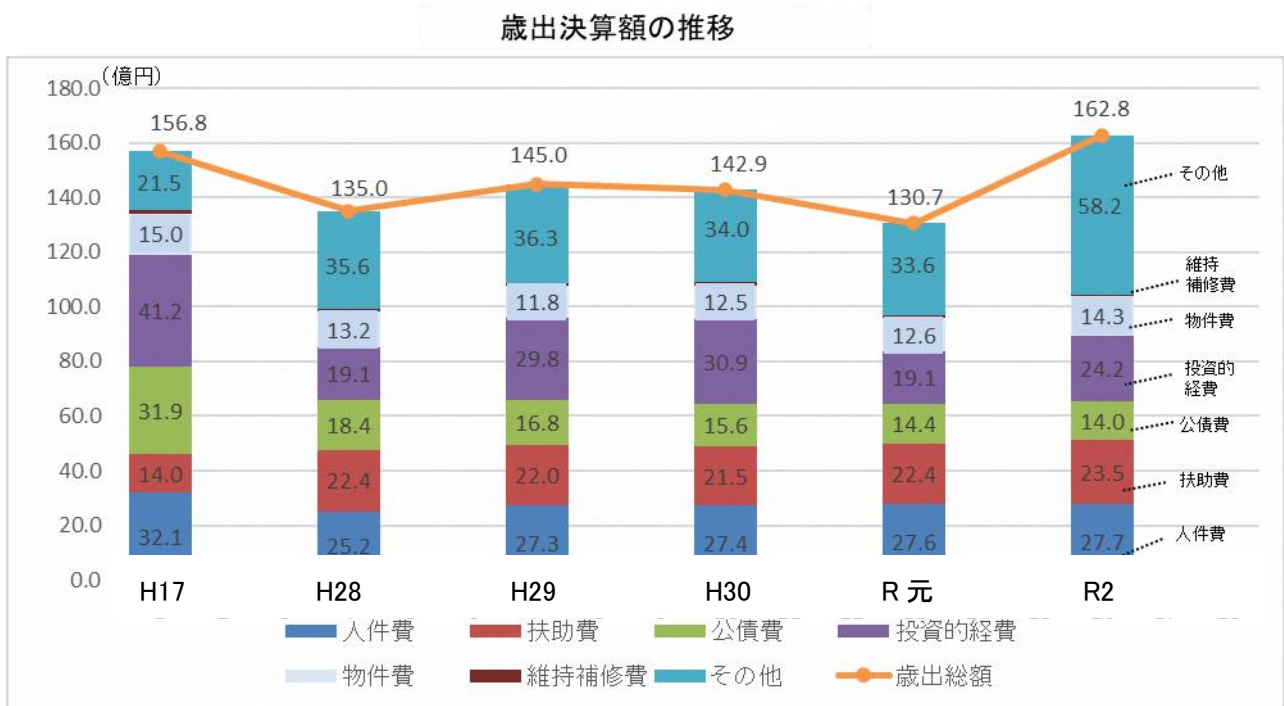
## 1.6.4 財政状況

◎本町の主な財政状況について

### (1) 歳出決算額の推移

町の歳出は、「義務的経費」、「投資的経費」及び「その他の経費」に分類することができ、人件費、扶助費及び公債費からなる「義務的経費」については、全体に占める割合が高いほど、財政構造が硬直化していることとなります。

また、合併当初の平成 17 年度及び平成 28 年度以降の歳出決算額の推移をグラフにすると次のとおりとなります。



本町の歳出決算額は、合併当初の平成 17 年度は 156 億 8 千万円、平成 28 年度以降は 130 億円から 140 億円台で推移しています。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症への対応により、決算額が増加しました。

「義務的経費」については、平成 17 年度の 78 億円が令和 2 年度には 65 億 2 千万円となり、12 億 8 千万円減少しました。内訳としては、人件費では定員管理の適正化等により 4 億 4 千万円の減少、公債費では町債発行の抑制に取り組んだことにより 17 億 9 千万円の減少となる一方で、扶助費は、社会保障費の伸びに伴い、9 億 5 千万円増加しました。

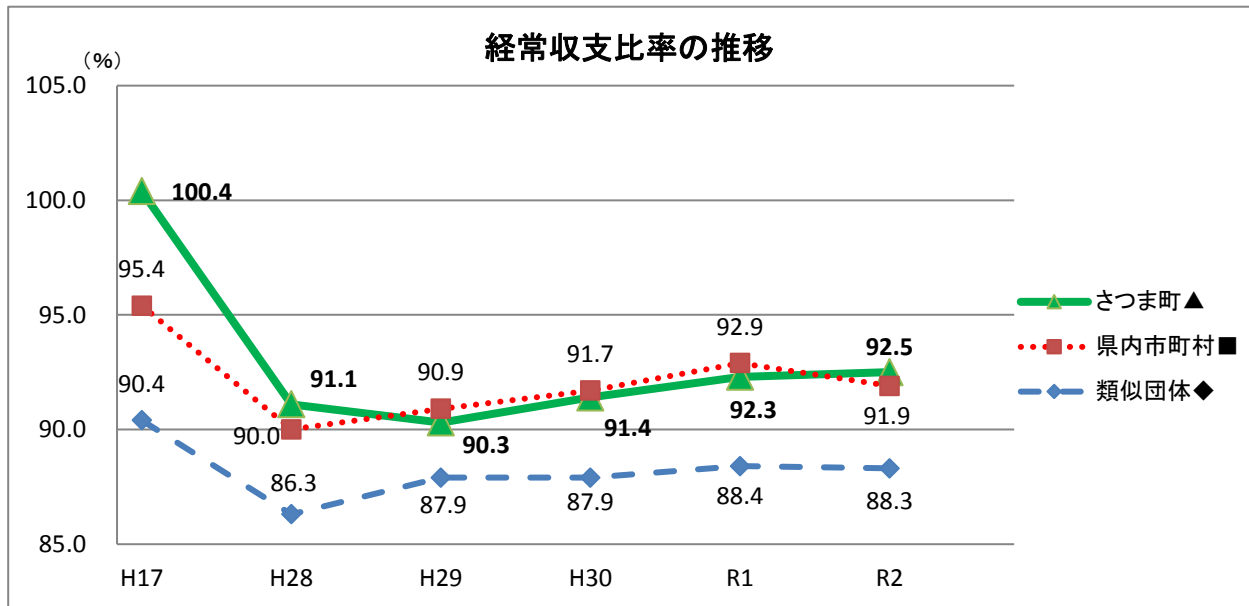
また、「投資的経費」については、平成 17 年度は資源循環型畜産農業確立対策事業や公営住宅整備事業（東谷団地）、平成 29 年度からデジタル防災行政無線整備事業や中学校再編準備事業等により増加となっています。

### (2) 経常収支比率の推移

経常収支比率は、用途が特定されておらず、毎年継続的に収入される額（主に町税や普通交付税）に占める経常的支出の割合であり、家計に例えると食費や光熱水費、住宅ローンなど、毎月必ず必要となる生活費の割合になります。

令和 2 年度決算においては、92.5%（+0.2 ポイント）となっています。経常経

費では、人件費や扶助費が増となったものの、公債費や補助費等の減による影響が大きく、経常一般財源では、地方消費税交付金の伸びがあったものの、町税や普通交付税の減による影響が最も大きくなっています。



経常収支比率 == R2 年度決算～類似団体等との比較 ==

経常収支比率は、類似団体平均より高い状況となっています。令和2年度決算によると、県内市町村の平均値より0.6ポイント高くなっています。

本町は類似団体と比較して、人件費や扶助費、公債費、繰出金の割合が高い状況にあります。人件費については、消防業務と衛生処理業務（し尿・ごみ）を単独で行っていること等から、職員数の増にも影響していることが考えられます。その反面、一部事務組合への加入がないこともあり、補助費等の割合が極端に低くなっています。

(単位: %)

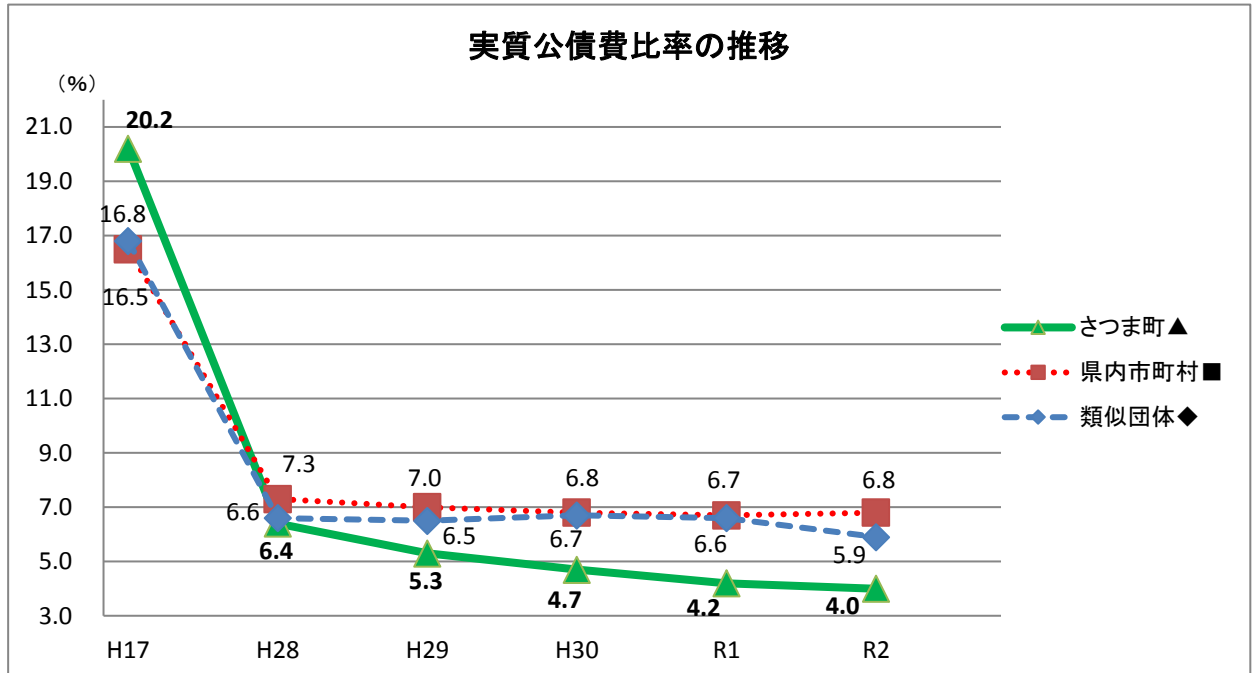
区分	いちき串木野市	伊佐市	阿久根市	湧水町	肝付町	さつま町	類団平均
経常収支比率	92.4	87.9	88.3	87.8	92.2	92.5	88.3
内訳	人件費	28.6	21.3	23.1	28.7	25.7	25.3
	扶助費	10.9	8.9	11.4	4.6	8.1	8.1
	公債費	22.6	18.9	14.1	19.6	17.0	12.1
	物件費	9.5	14.0	13.7	9.4	14.1	15.3
	維持補修費	0.8	0.8	0.4	0.4	0.7	1.3
	補助費等	6.9	10.8	9.8	13.0	13.6	14.6
	繰出金	13.2	13.1	15.6	12.1	13.0	11.4
投資・出資・貸付	—	0.1	—	—	—	0.3	—

### (3) 実質公債費比率の推移

実質公債費比率は、公債費に充当した経常一般財源の標準財政規模に占める割合に加え、水道事業や農業集落排水事業等の公営企業や、公債費に準ずる債務負担行為を含めた比率であり、家計に例えると1年分の住宅や車のローン支払いが、年収の中でどれくらいを占めているかを見る割合になります。

令和2年度決算においては、4.0%（▲0.2ポイント）となっています。

公債費は今後、平準化していく見込みであるものの、普通交付税の減が見込まれることから、分母である標準財政規模が減少し、比率が若干上昇していくことも考えられます。



実質公債費比率 = R2年度決算～類似団体との比較 =

実質公債費比率は、公債費負担適正化計画等に基づく取組等の結果、これまで着実に改善してきており、県内町村では最も低くなっています。

(単位:%)

区分	いちき串木野市	伊佐市	阿久根市	湧水町	肝付町	さつま町	類団平均
実質公債費比率	11.6	8.4	6.5	8.3	6.1	4.0	5.9

《県内の状況～R2年度決算～》

(実質公債費比率の低い市)

①	鹿児島市	3.0
②	鹿屋市	6.0
③	阿久根市	6.5
④	日置市	6.5
⑤	霧島市	6.5

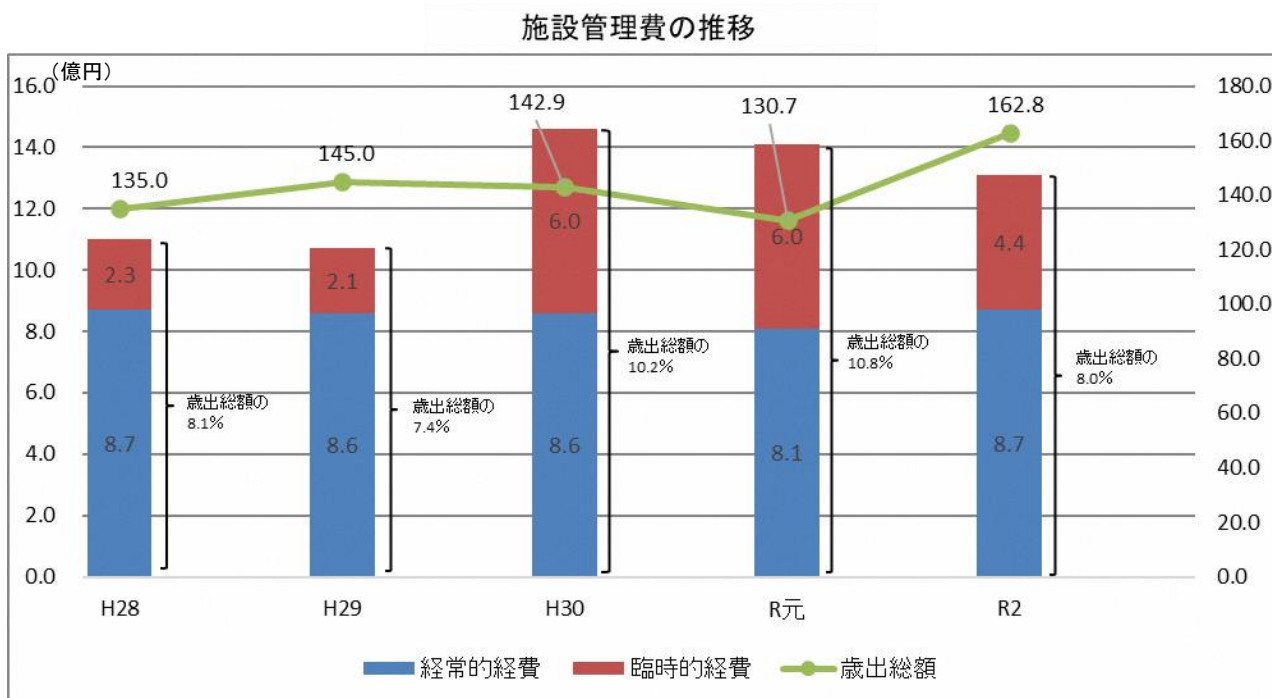
(実質公債費比率の低い町村)

①	さつま町	4.0
②	肝付町	6.1
③	錦江町	6.3
④	徳之島町	6.6
⑤	天城町	6.8

#### (4) 施設管理費の推移

令和2年度決算における施設管理費は、54事業で13億1千万円であり、歳出総額162億8千万円のうち8.0%（▲2.8ポイント）となっています。なお、経費の性質等により区分される経常的経費は、約9億円で推移しています。

平成28年度以降の施設管理費の推移をグラフにすると次のとおりとなります。



#### ①施設管理費の推移

(単位:億円)

区分	H28	H29	H30	R元	R2
経常的経費	8.7	8.6	8.6	8.1	8.7
臨時的経費	2.3	2.1	6.0	6.0	4.4
計	11.0	10.7	14.6	14.1	13.1

#### ②施設管理費の主なもの

(単位:億円)

区分	H28		H29		H30		R元		R2	
経常的経費	小・中学校	2.5	小・中学校	2.1	小・中学校	2.0	小・中学校	1.6	小・中学校	1.7
	ごみ処理	1.1	ごみ処理	1.2	ごみ処理	1.3	ごみ処理	1.4	ごみ処理	1.3
	し尿処理	0.7	し尿処理	0.7	し尿処理	0.8	し尿処理	0.6	し尿処理	0.8
	給食センター	0.6	給食センター	0.6	給食センター	0.7	給食センター	0.6	給食センター	0.7
	公園	0.5	公園	0.5	公園	0.5	公園	0.5	公園	0.5
臨時的経費	消防本部庁舎改修	0.4	消防本部庁舎改修	0.4	旧白男川小改修	1.6	小学校空調設備	1.7	タブレット端末等	1.1
	鉄道記念館駐車場整備	0.3	かくや姫G駐車場改修	0.3	消防本部庁舎改修	0.5	ごみ処理施設修繕	0.6	校内通信NW整備	0.7
	ごみ処理施設改修	0.2	宮中教頭住宅建設	0.2	小学校空調設備	0.4	宮総体屋根防水	0.5	小学校施設改修・修繕	0.4
	あじさい団地屋根外壁改修	0.2	ごみ処理施設改修	0.2	ごみ処理施設修繕	0.4	山崎交流館改修	0.4	賄材料費(給食)	0.4
	保健センター屋根等改修	0.2	小学校施設修繕	0.2	賄材料費(給食)	0.4	賄材料費(給食)	0.3	ごみ処理施設修繕	0.3



## 1.7 過去に行った対策の実績

本町における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、過去に実施した計画及び主な実績は次のとおりです。

### (1) 計画

計 画	策定年度
公営住宅等長寿命化計画	平成 23 年度策定 平成 29 年度見直し
橋りょう長寿命化計画	平成 23 年度策定 平成 27 年度見直し
さつま町水道事業経営戦略	令和 2 年度策定
農業集落排水事業経営戦略	平成 28 年度策定
さつま町公共施設等総合管理計画	平成 28 年度策定
学校施設等長寿命化計画	平成 30 年度策定
公園施設長寿命化計画	令和元年度策定
さつま町個別施設計画	令和 2 年度策定

### (2) 主な実績

#### ① 行政財産建物の面積推移

区 分	H 2 7	R 元	増減面積 (㎡)	増減率 (%)
庁 舎	10,795.49	10,795.49	0.00	0.00
学 校	56,712.97	43,986.69	▲ 12,726.28	▲ 22.44
公営住宅	28,333.35	28,954.86	621.51	2.19
公 園	6,353.08	2,855.98	▲ 3,497.10	▲ 55.05
その他	62,306.89	64,458.24	2,151.35	3.45
合 計	164,501.78	151,051.26	▲ 13,450.52	▲ 8.18

※【成果指標】 R 3 140,141 ㎡ ×20% = ▲28,028 ㎡ ▲20%

#### ② 行政財産建物の主な増減要因

区 分	主な増加要因	主な減少要因
学 校	宮之城中学校の増築	白男川・平川・泊野・柵野・紫尾小学校の閉校 さつま幼稚園の閉園 山崎中学校の閉校
公営住宅	おしどり団地の新築	別府原団地の譲渡 城之口団地の廃止 湯之坊団地の一部廃止
公 園		紫尾山ふれあいの森の廃止 観音滝公園の譲渡
その他	川内川大鶴ゆうゆう館の新築 鶴田学童館の新設 うましき里きららの楽校の新設	ガラス工芸館の譲渡 大型共同作業場の廃止

※ さつま町歳入歳出決算書による

## 第2章 維持管理・更新等に係る経費

### 2.1 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

「さつま町個別施設計画」（令和3年3月策定）及び平成27年度より統一的な基準に基づき整備し、毎年更新を行っている固定資産台帳を踏まえ、公会計システムを活用した本計画の計画期間となる令和3年度から令和32年度までの30年間における維持管理・更新等に係る経費の見込みを試算しました。

本町が保有する公共施設及びインフラ施設のすべてを維持し続けた場合、令和32年度までの30年間に必要と見込まれる「当初更新予想額<sup>4</sup>」は、合計約497.9億円、年平均16.6億円です。

この結果、令和32年度までの30年間で長寿命化・改築に係る更新経費は、合計で約116.1億円、年平均3.9億円になります。

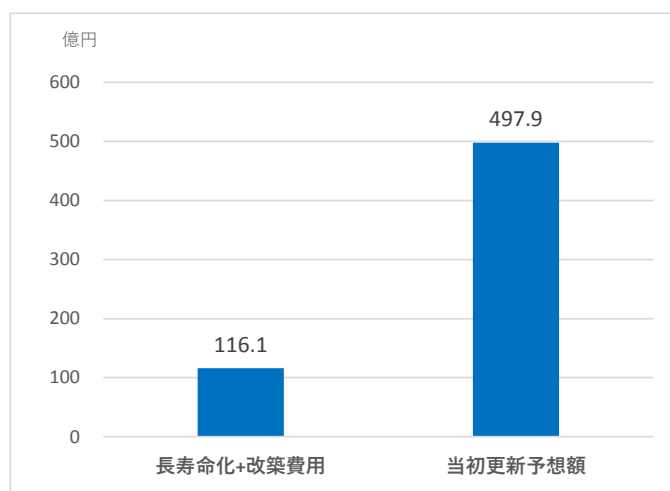
過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎え、人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していきます。

このような状況の中、本町は、各対策計画を進めつつ、公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込みを把握していくことにより、本計画の進捗、対策効果等の評価を継続、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していきます。

#### 今後30年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（単位：億円）

施設類型	修繕発生 予想額①	長寿命化 費用②	改築費用 ③	合計 (④=②+③)
令和3年～32年更新経費合計	139.7	51.0	65.1	116.1
	当初更新 予想額⑤	差額(メリット) (⑥=⑤-④)	削減率	現在維持 管理費用
	497.9	381.8	77%	20.0



<sup>4</sup> 当初更新予想額：現在町が保有している施設を全て維持し、全て耐用年数経過時点で更新した場合に必要な額。固定資産台帳の取得価額を基準として、建設工事費デフレータや今後の改修予定などにより、修正したもの。

## 第3章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本町を取り巻く社会経済情勢は変化しつつ、今後、少子高齢化や人口減少が一層進展することで、本町においても公共施設等に求められる住民ニーズが変化することが考えられます。

また、持続可能な行財政運営を進めつつ、現世代のみならず次世代の需要に応える必要性の高い行政サービス機能を提供するために、公共施設等の適正な維持管理や運営を行っていく必要があります。

公共施設は、集約や長寿命化等を行いその機能を維持できるよう多様な工夫をすることで総量縮減が可能です。次世代に利用価値の低い公共施設や過大な財政負担を継承させることなく、より良い公共施設の行政サービス機能を引き継いでいかななくてはなりません。

一方、道路や橋梁などのインフラ施設は、住民の日常生活や経済活動における重要なライフラインであり、大規模災害時には救援や災害復旧等においても重要な基盤となるため、その縮減量には限界があります。

公共施設とインフラ施設のバランスのとれた共存を視野に入れつつ、総合的見地から公共施設等のあり方を検証し、そのマネジメントを成功へと導くためには、住民との協働は言うまでもなく、専門的なノウハウや資金を有する民間事業者等との連携協力も視野に入れ、総合的に検討することが重要となります。

### 3.1 公共施設等の管理に係る方針

#### 3.1.1 点検・診断等の実施

公共施設等の劣化、損傷の進行度合いや原因など、安全確保、予防保全の視点が大切です。定期的な点検・診断を実施することで、施設の状態を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に実施します。

#### 3.1.2 維持管理・更新等の実施

厳しい財政状況下で必要な公共施設等の機能を維持するには、建設から廃止までの生涯にわたって必要な費用であるライフサイクルコストを縮減し、予算を平準化していく必要があります。

このため、定期的な点検・診断により損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、長寿命化を図り、費用負担が大きい大規模な修繕や更新をできるだけ回避する「予防保全型の維持管理」を推進します。

### 3.1.3 安全確保の実施

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。老朽化が進み危険度が高く、利活用も困難な施設は、住民の安全確保の観点から、廃止や取り壊しなど適切に対応します。

### 3.1.4 耐震化の実施

地域の防災拠点として公共施設が果たす役割は極めて重要なことから、大規模改修や建替えの際には、地域防災計画を踏まえ、耐震化はもちろん、発電設備などの災害対策機能の強化を考慮するものとします。

### 3.1.5 長寿命化の実施

総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長寿命化を図ります。また、ライフサイクルコストの抑制や費用の平準化に取り組み、財政負担の軽減に努めます。

### 3.1.6 ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設等の整備においては、バリアフリー化や分かりやすい案内表示など年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、すべての人が快適に利用できるようユニバーサルデザイン化<sup>5</sup>の推進に努めるとともに、環境負荷低減の取組として再生可能エネルギー<sup>6</sup>の導入を検討します。

### 3.1.7 集約や廃止等の推進

少子高齢化や人口減少などの人口動態や住民ニーズを踏まえ、集約・複合化による公共施設の多機能集約化並びに適正な施設の配置を進めます。

公共施設等の集約、廃止等にあたっては、単純に面積縮減を行うことなく、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討を行います。また、行政が管理主体でなくてもよい施設で、集会施設など利用者等が特定されている施設については、譲渡を基本とします。

#### 【方向性の考え】

- ① 集約・・・同一用途の施設を一本化する施設
- ② 建替・・・建替え等を行う施設
- ③ 用途変更・・・現状の用途を変更し、改めて活用する施設
- ④ 廃止・・・用途を廃止するが、建物は現状のまま残す施設
- ⑤ 譲渡・・・有償・無償により民間等に払下げする施設
- ⑥ 継続・・・期間中に集約や統廃合等を行わず継続する施設

<sup>5</sup> ユニバーサルデザイン化：高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように建築物、生活空間などをデザインすること。

<sup>6</sup> 再生可能エネルギー：石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。

### 3.1.8 保有する財産の活用や処分の推進

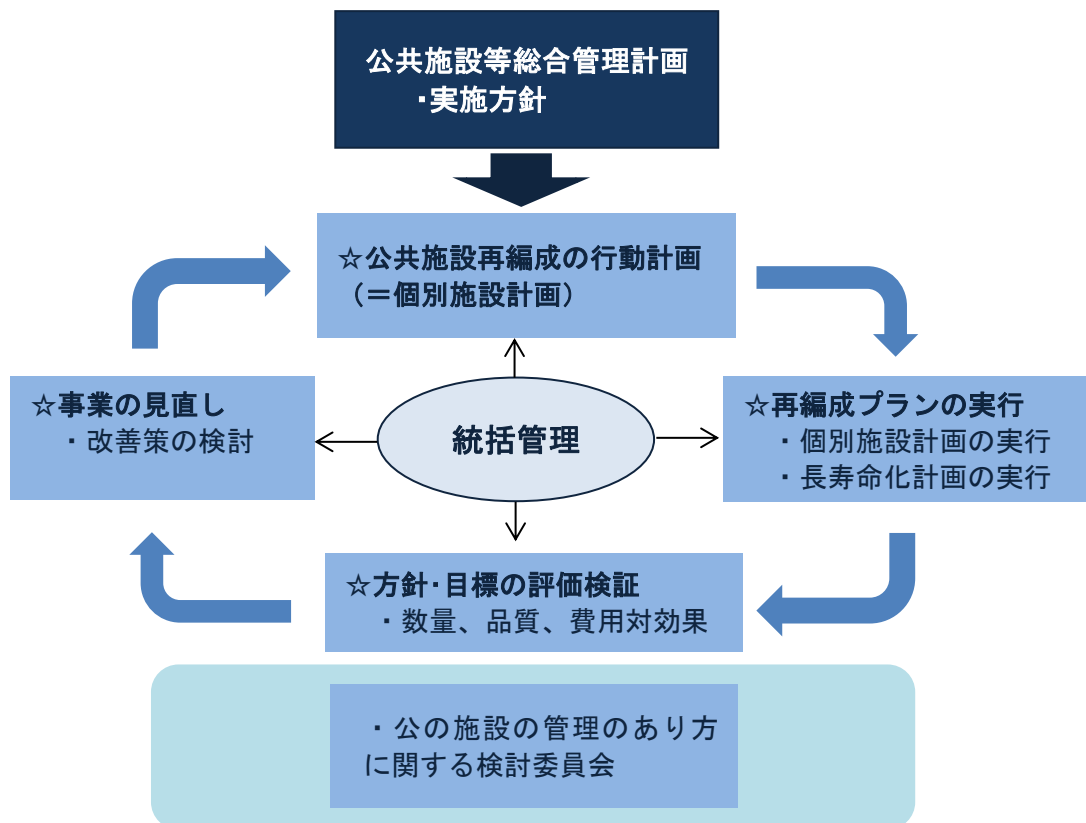
保有する財産のうち、用途廃止された財産や売却可能財産等の未利用財産については、その代表的手法であるPFI（民間資金等を活用した社会資本整備）等の手法も検討し、効率的な運用及び将来の維持管理等に係る負担の軽減を図ります。

建設から概ね30年を経過したもので長期の活用が見込めない場合は、廃止を基本とします。廃止した施設で、売却・貸付などが見込めない場合や危険と判断される場合は、取り壊しを検討します。

## 3.2 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

公共施設等マネジメントを着実に進めていくためには、PDCAサイクル<sup>7</sup>（計画→実行→点検→改善のサイクル）を活用した業務サイクルを定着させることが重要となります。

本計画に基づき、次のステップとして具体的な公共施設等再編成の行動計画となる個別施設計画を策定しました。これらの行動計画等を再編成プランとして実行し、その状況进行评估し、次の展開へ向けて的確な見直しを行います。このような流れで公共施設等マネジメントの確実な推進を図ります。



<sup>7</sup> PDCAサイクル：マネジメント手法の一種で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「点検（Check）」、「改善（Action）」のプロセスを準に実施することで業務を継続的に改善すること。

## 第4章 成果指標

今後30年間で行政財産建物の面積を20%縮減することを指標とします。

行政財産建物の面積は、改訂前の数値目標を受け継ぎ、計画期間の令和3年度から30年間で、令和2年度末より20%縮減を目指します。この数値を一つの成果指標としながら、公共施設等の保有総量の抑制を重視するとともに効率的・効果的な機能維持と最適な配置に取り組みます。

また、計画の進捗状況の把握、類似団体や県内団体の各財政指標も参照するなど、客観的な分析をし、健全な財政運営に努めます。

## 第5章 施設ごとの管理に関する基本的な方針

### 5.1 建物系施設の基本方針

公民館や学校施設、町営住宅、庁舎などの建物系施設については、行政サービスを提供する上で必要となるものであり、それぞれの個別施設計画等を基本とし、重要度や優先度、利用度等を踏まえ、中長期的な視点から適正な整備を図っていきます。

#### (1) さつま町個別施設計画の推進

集約、廃止、譲渡など、各施設の方向性を定めた「さつま町個別施設計画」に基づき施設整理の進行管理に努めます。

#### (2) 計画的な予防保全による長寿命化

建物系施設を維持し、行政に必要な機能を維持していくためには、中長期的なライフサイクルコストの縮減や予算計画を立てやすくするための費用負担の平準化を図る必要があります。

そのためには、計画的な予防保全を行い施設の長寿命化を図ることで維持管理・更新等のライフサイクルコストを縮減するとともに、将来の修繕工事を計画的に分散させることにより費用負担の平準化を図ります。

#### (3) 将来の更新時の適正規模の検討及び民間活力の導入の検討

人口減少が進み、建物系施設の今後の稼働率（利用率）の減少が見込まれるものの、高齢化社会を迎える可能性が高まっていることから、建物系施設の適正規模を検討する必要があります。更新時に本町のニーズや人口状況を見極め、多機能施設としての機能集約等を視野に入れ、更新形態を幅広く検討していきます。

また、行政を主体とした運営だけではなく、民間活力の導入も視野に入れつつ行政運営が必要な規模を検討し、施設配置について特に留意していくこととします。

## 5.2 インフラ系施設の基本方針

道路、橋梁、公園などのインフラ施設については、住民生活の基盤となるものであり、それぞれの長寿命化計画等を基本とし、重要度や優先度、利用度等を踏まえ、中長期的な視点から適正な整備を図っていきます。

そのため、「規模」、「質」、「コスト」の観点から、マネジメントの基本方針を「社会経済情勢の変化や住民ニーズに応じた最適化」、「安心・安全の確保」、「中長期的なコスト管理」とします。社会経済情勢の変化等による利用需要に応じた最適な施設の総量・配置を推進するとともに、安全性を確保した上で、業務の見直しによる管理費の縮減や必要な機能を維持しながら長寿命化を図ることなど、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

### (1) 社会構造の変化や住民ニーズに応じた最適化

今後の人口減少による利用需要の変化や社会経済情勢の変化により、インフラに求められる役割や機能、規模も変化していくものと考えられることから、老朽化対策の検討に際しては、防災機能やユニバーサルデザイン化への配慮など、社会の要請に応じた対応のほか、住民ニーズや利用需要に基づいた適正な規模と配置を図ります。

### (2) 安全・安心の確保

インフラ施設は、住民生活や経済活動を支える基盤であり、安全性や信頼性の確保は非常に重要であることから、予防保全型の維持管理を導入し、計画的な点検・修繕や定期的な大規模改修を行うことで、施設の安全性や良好な機能を確保します。

### (3) 中長期的なコスト管理

インフラ施設の必要な機能を維持していくためには、中長期的なライフサイクルコストの縮減や予算計画を立てやすくするための費用負担の平準化を図る必要があります。

そのためには、計画的な予防保全や効率的な新しい技術の導入を行い施設の長寿命化を図ることで維持管理・更新等のライフサイクルコストを縮減するとともに、将来の改良・修繕等工事を計画的に分散させることにより費用負担の平準化を図ります。

## 第6章 地方公会計（固定資産台帳）の活用

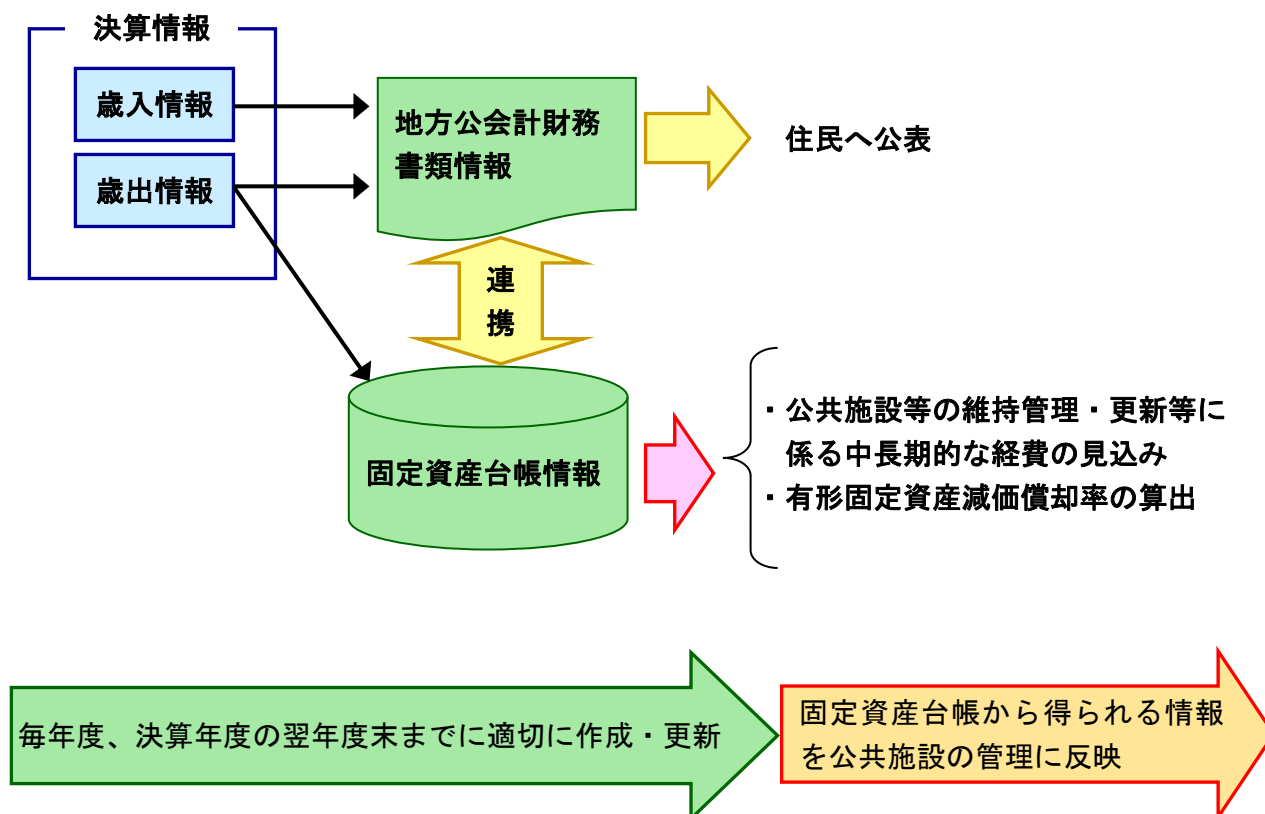
本町では、これまで地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定される公有財産台帳や道路法（昭和27年法律第180号）28条に基づく道路台帳等の各種台帳を整備してきましたが、これらの台帳は、主に面積や個数の数量面を中心とした財産の運用管理、現状把握を目的としていました。

これに対し、平成27年1月23日総財務第14号通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき、全国の地方公共団体で作成が要請された統一的な基準による財務書類では、地方自治体が所有する全ての資産を網羅的に把握し、会計情報と連動した財産管理の要素を取り入れた固定資産台帳の整備が前提とされました。これにより、本町でも平成27年度より固定資産台帳の整備に取り組んでいます。

地方公会計の情報、特に会計情報と連動し、資産ごとの金額情報を有する固定資産台帳から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みに活用できるほか、施設について効率的・効果的な対策の検討を可能にするものです。

本計画に基づく具体的な取組等の検討においても、固定資産台帳から算出可能な有形固定資産減価償却率の推移等は、その前提となることから、今後も毎年度、決算年度の翌年度末までに固定資産台帳及び財務書類を適切に作成・更新を進めていきます。

### 本町における地方公会計（固定資産台帳）の活用への取組み







# さつま町公共施設等総合管理計画 改訂版

令和 4 年 3 月

発行

さつま町

編集・制作

さつま町 財政課

〒895-1803

鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2

TEL 0996-53-1111

FAX 0996-52-3514

E-mail [za-kanzai@satsuma-net.jp](mailto:za-kanzai@satsuma-net.jp)